

2016 年 12 月 22 日

「LT 会」会報第 16-11 号（総 167 号）

上海 LT コンサルティンググループ

その取引、大丈夫ですか？
～国外関連者への寄付：その 2～

LT グループ高級顧問
前田公認会計士・税理士事務所
日本国公認会計士/税理士
前田勝己

今回は、11 月 18 日の会報に続き「国外関連者への寄付」がテーマです。

前回の会報では、親会社の従業員が中国子会社へ出張した際には、親会社での寄付金認定リスクを軽減するため、出張目的を明確にする必要があります、とコメントしました。「子会社のため」の中国出張であれば、その出張旅費や人件費相当を子会社からしっかりと回収することが必要となります。回収できないとこれら経費が「国外関連者への寄付」と認定され、税金を多く払う必要が出てくる可能性があります。他方で、「親会社」のための出張であれば、出張旅費等は親会社の経費（損金）として会計上/税務上処理することができます。

では、具体的にどのような出張の内容が「子会社のため」と判断されるリスクが高くなるのでしょうか。

これに関して、日本の国税局から「移転価格事務運営要領の制定について（事務運営指針）」という指針が公表されています。ちょっと原文を抜粋します。

～事務運営指針 3-9～

法人が国外関連者に対し、次に掲げるような経営・財務・業務・事務管理上の活動を行う場合において、当該活動が役務の提供に該当するかどうかは、当該活動が当該国外関連者にとって経済的又は商業的価値を有するものかどうかにより判断する。具体的には、当該国外関連者と同様の状況にある非関連者が他の非関連者からこれと同じ活動を受けた場合に対価を支払うかどうか、又は当該法人が当該活動を行わなかったとした場合に国外関連者自らがこれと同じ活動を行う必要があると認められるかどうかにより判断する。

イ・企画又は調整

ロ・予算の作成又は管理

ハ・会計、税務又は法務

ニ・債権の管理又は回収

ホ・情報通信システムの運用、保守又は管理

ヘ・キャッシュフロー又は支払能力の管理

ト・資金の運用又は調達

チ・利率又は外国為替レートに係るリスク管理

リ・製造、購買、物流又はマーケティングに係る支援

ヌ・従業員の雇用、配置又は教育

ル・従業員の給与、保険等に関する事務

親会社の従業員が子会社に出張し、上記のような活動を行い、また、これら活動が子会社にとって「経済的又は商業的価値」を有すると認められる場合は、その出張対価を子会社からちゃんと回収しなさい、という趣旨の指針となっています。

なかなか厳しいですね。中国子会社から本社に対して「新製品の販売の手助けをしてほしい」「機械にトラブルが発生したから見てほしい」「幹部の採用面接に立ち会ってほしい」といった出張要請を行うこともあると思いますが、これらは全て子会社にとって「経済的価値がある」と認定されそうです（そもそも子会社に何らかのメリットがないと親会社へ支援要請しないですね）。

なお、親会社が株主としての地位に基づき、専ら自らのために行う株主としての法令上の権利の行使又は義務の履行に係る活動は、その活動が「親会社のため」のものと認定され、出張旅費等は親会社の経費として処理できます(下記 3-9 抜粋)

(イ)親会社が実施する株主総会の開催や株式の発行など、親会社が遵守すべき法令に基づいて行う活動

(ロ)親会社が金融商品取引法に基づく有価証券報告書等を作成するための活動

上記のとおり、内容が非常に限られています。また、よく「親会社としての投資保全のために子会社の経営状況をチェックしに行くのは当然であり、そのための出張旅費は子会社に請求すべきものではない」との意見を頂くことがあります。これについて、要領 3-9 には注意書きとして「親会社が子会社等に対する投資の保全を目的として行う活動で、かつ、当該子会社等にとって経済的又は商業的価値を有するものは役務の提供に該当する」との記載があります。したがって、これら出張旅費等が無条件で親会社の費用(損金)として税務上処理できるわけではないことにも、十分ご注意ください。

いかがでしたでしょうか。このように、わざわざ国税局から国外関連者との取引に当たって、寄付金認定の判断基準が公表されているということは、日本の税務調査においてこれらが争点となった案件が多いためと思われます。海外に子会社を有し、これら海外子会社となんらかの取引(物品売買に限らず役務提供含め)を行うことがいわば普通となった現状では、日本の税務調査において、海外子会社との取引は間違いなく税務調査の大きなポイントの一つとなります。日本親会社での税務調査に備え、中国子会社側でも親会社と適時にコミュニケーションを取り、対応を行う必要があります。

今回のポイント

中国子会社からの要請による親会社の中国出張経費や人件費相当額は、親会社で税務上、費用処理(損金算入)できない可能性があります。中国子会社としては、これら費用を役務提供の対価として負担する必要があります。

以上